

三重県土地家屋調査士会 ハラスメント防止に関する指針

ハラスメント行為は人権侵害であり、個人の尊厳や名誉を傷つけ、職場環境や組織の社会的評価をも悪化させる重大な問題です。三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）はハラスメント行為を断じて許さず、全ての役職員等が互いを尊重し、本会内の良好な環境を保持するとともに、会員の品位保持及び信用並びに業務の改善等を維持するため指針を定めます。

※ 役職員等には、役員・委員・会員・事務局職員など当会の活動に関わる全ての者を含みます。

（指針）

- 本会は、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメントなど、あらゆるハラスメント行為を許しません。また、それらを見過ごすことも許しません。
※ 対象の場面には、当会の会務に関わる内部の活動と、折衝等の外部の者への対応を含みます。
- 本会は研修などを通じて、役職員等のハラスメントに関する知識や対応能力を継続的に向上させ、そのような行為を発生させない、許さない組織風土づくりをします。
- 本会は、ハラスメントの解決のための相談窓口を設け、迅速に正確な事実を把握し、的確な解決を目指します。相談者や事実関係の確認に協力した者に対し、不利益な取扱いはありません。また、プライバシーを守って対応します。

（１）パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、その役職員等の当会の活動を阻害し、又は雇用不安を与え、あるいは職場の働く環境を悪化させる行為をいう。

具体的な行為は以下のとおりであり、その行為を禁止する。

- ① 身体的な攻撃 暴行、傷害等
- ② 精神的な攻撃 脅迫、名誉棄損、侮辱、土下座の要求、差別的な扱い、性的な言動、暴言等
- ③ 人間関係からの切り離し 隔離、仲間外し、無視等
- ④ 過大な要求 社会通念上不相当で業務上明らかに不要なことや遂行不能なことの強制・要求・仕事の妨害

- ⑤ 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥ 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること
- ⑦ 上記各号のいずれかに準じる行為

(2) セクシュアル・ハラスメント

他人に不快感を覚えさせる性的な言動及び役職員等の職場における性的な言動に対する他の役職員等の対応により、他の役職員等が労働条件に関して不利益を受け、又は当該性的な言動により、他の役職員等の就業環境が害されることをいう。相手の性的指向又は性自認の状況への関与の他、異性に対する言動だけでなく同性に対する言動も該当する。なお、他の役職員等には、直接的に性的な言動等の相手方となった役職員等に限らず、性的な言動により就業環境を害された全ての役職員等を含む。

具体的な行為は以下のとおりであり、その行為を禁止する。

- ① 他の役職員等に対する性的な冗談、からかい、質問(容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言を含み、言葉によるものであるか動作によるものであるかを問わない。)
- ② 職場におけるわいせつな物、文書、図面等の閲覧、配布及び掲示
- ③ 他の役職員等に関する性的な情報及びうわさの流布
- ④ 他の役職員等に対するわいせつな行為(他の役職員等の身体への不必要な一切の接触を含む。)
- ⑤ 他の役職員等が性的に不快に感じているにもかかわらずその身体を注視すること
- ⑥ 職場において、個人的な性的体験談、その他性的な内容の発言及び会話を行うこと
- ⑦ 食事、デート、交際、性的関係の執拗な誘い等職務上の影響力を用いての強要
- ⑧ 他の役職員等へのつきまとい、電話、手紙、電子メール、FAX等による執拗な通信
- ⑨ 業務上の必要のない他の役職員等の個人情報情報の探索、収集、利用及び開示
- ⑩ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った役職員等に対して解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑪ その他、他の役職員等に精神的苦痛や不快感を与え、職場環境を害する性的な言動
- ⑫ 上記各号のいずれかに準じる行為

(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場において、役職員等が、妊娠、出産、育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用に関する言動並びに妊娠したこと、出産したことなどに対する言動により他の役職員等の就業環境を害することをいう。

具体的な行為は以下のとおりであり、その行為を禁止する。

- ① 役職員等による妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する行為
- ② 他の役職員等が妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③ 他の役職員等が妊娠・出産等をしたことによる嫌がらせ等

- ④ 他の役職員等による妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- ⑤ 他の役職員等が妊娠、出産したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること
- ⑥ 上記各号のいずれかに準じる行為

(4) カスタマー・ハラスメント

職場等において、役職員等が、市民の皆様からのクレーム・言動等に関して、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動で、それにより役職員等の就業環境等を害することをいう。

具体的な行為は以下のとおりであり、その行為を禁止する。

- ① 役職員等への身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ② 役職員等への精神的な攻撃（脅迫、名誉棄損、侮辱、謝罪、土下座の要求、差別的な扱い、性的な言動、暴言等）
- ③ 威圧的な言動、居座り、土下座の要求、継続的及び断続的な嫌がらせ等
- ④ 役職員等への不利益な取扱いを示唆すること
- ⑤ 役職員等の個人を特定するような SNS/インターネット等利用した投稿をすること等
- ⑥ 社会通念上不相当で業務上明らかに不要なことや遂行不能なことの強制・要求
- ⑦ 社会通念上不相当な金銭や物品による保証を要求すること
- ⑧ 上記各号のいずれかに準じる行為